

普及が進む英国ジュニア ISA の現状とわが国への示唆

宮本 佐知子

■ 要 約 ■

1. わが国では 2014 年から NISA（少額投資非課税制度）がスタートしたが、これは英国の ISA に倣って導入された制度である。英国の ISA は 18 歳以上の英国在住者を対象とする資産形成制度であるが、子どもの将来のための資産形成制度として「ジュニア ISA」がある。
2. ジュニア ISA は、英国在住の 18 歳未満の子どもの対象とする税制優遇の付された資産形成制度で、親や祖父母などが資金を拠出することが多く、利用者の所得制限はない。ジュニア ISA は 2011 年 11 月に導入された新しい制度であるが、今後、子どものための資産形成制度として重要な存在になると見られている。
3. 英国では、ジュニア ISA が導入される前は、子どものための資産形成制度としてチャイルド・トラスト・ファンド（CTF）が利用されていた。ジュニア ISA 導入以降は、両制度が併存する状況が続いてきたが、2013 年末に CTF からジュニア ISA への移行が認められたため、今後はジュニア ISA の口座数増加に弾みが付くと見られる。
4. 英国でジュニア ISA は着実に普及が進んでいる。制度導入に見るわが国への示唆としては、第一に、制度普及へ向けた政府と金融機関の取り組みの重要性、第二に、家計が利用しやすい制度設計の重要性が考えられよう。
5. わが国では、子どもの将来のための資産形成を支援する制度は導入されていない。高齢化進展や財政負担増などを背景に、家計側での自助努力がますます求められるようになると見込まれるため、今後は子どものための資産形成制度へのニーズは、一層高まると考えられる。わが国の場合、子育て費用の中でも特に大学教育費用をいかに賄うかは大きな課題となっている。子どもが小さい頃から将来を見据えて、時間を味方に付けて教育資金作りを支援するための制度は、多くの家計にとって利用価値の高い制度になるのではないか。

I はじめに

わが国では 2014 年 1 月から NISA（少額投資非課税制度）が導入されたが、この制度は英国の ISA（Individual Savings Account: 個人貯蓄口座）を倣って導入された制度である。英国の ISA は 18 歳以上の英国在住者を対象とする資産形成制度であるが、18 歳未満の英国在住の子どもたちの将来のための資産形成制度として、ジュニア ISA（Junior Individual Savings Account）が導入されている。ジュニア ISA は、英国で 2011 年 11 月に導入されたまだ新しい制度であるが、本稿では同制度の概要と現状について、前身制度であるチャイルド・トラスト・ファンド（Child Trust Fund、以下 CTF）の概要と現状も併せて報告する¹。

II ジュニア ISA の概要

1. ジュニア ISA とは

ジュニア ISA は、子どもたちの将来のための税制優遇の付された資産形成制度である。対象者は、英国在住の 18 歳未満の子どもであり、CTF の対象者²は除かれる。親や祖父母などが資金を拠出し、子や孫の将来のための資産形成に利用され、利用者の所得制限はない。年間拠出上限額は、2013-14 年度³は 3,720 ポンドである。

ジュニア ISA が導入されたのは 2011 年 11 月 1 日である⁴。2012 年 4 月 6 日から 2013 年 4 月 5 日までの 1 年間では、29.5 万口座に資金が拠出され、年間拠出額合計は 3 億 9,200 万ポンドとなった（図表 1）。1 口座当たりの平均拠出額は 1,327 ポンドであり、資産残高は 5 億 5,700 万ポンドである。ジュニア ISA の口座種類には「預金型」と「株式型」があり、「預金型」が資金拠出口座数の 69%、拠出額の 75%、資産残高の 70%を占めている。

図表 1 ジュニア ISA の口座数と拠出額、資産残高

税年度 (当年4月6日～ 翌年4月5日)	資金が拠出された 口座数(千口座)			拠出額合計 (百万ポンド)			1口座当たりの 年間平均拠出額(ポンド)			資産残高(百万ポンド)		
	預金型	株式型	合計	預金型	株式型	合計	預金型	株式型	合計	預金型	株式型	合計
2011-2012	n/a	n/a	71	n/a	n/a	115	n/a	n/a	1,623	n/a	n/a	117
2012-2013	203	92	295	293	99	392	1,422	1,075	1,327	390	167	557

(注) 2011-12 年度については、2011 年 11 月 1 日から 2012 年 4 月 5 日までの合計額。

(出所) 英国歳入関税庁 (Her Majesty's Revenue and Customs、以下 HMRC) "Individual Savings Account (ISA) Statistics" より野村資本市場研究所作成

¹ 本稿は、宮本佐知子『教育資金を通じた世代間資産移転促進制度に関する調査研究報告書』金融庁平成 24 年度委託調査、同「拠出限度額を引き上げて導入される英国ジュニア ISA」『野村資本市場クォーターリー』2012 年冬号、同「英国で導入されるジュニア ISA—チャイルド・トラスト・ファンドに替わる子ども向け資産形成スキーム」同 2011 年春号) を基に、その後の制度動向や公表データを踏まえて加筆したものである。

² 2002 年 9 月 1 日から 2011 年 1 月 2 日までに生まれた英国在住の子どもである。

³ 英国の税年度は、当年 4 月 6 日から翌年 4 月 5 日までである。

⁴ "Junior ISAs launch today to help parents save for their children's future" HM Treasury Press notices 11/1/2011 参照。

2. ジュニア ISA の仕組み

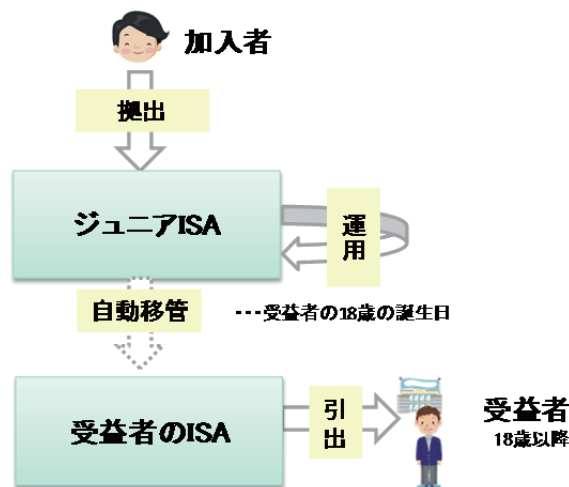
ジュニア ISA の仕組みは図表 2、図表 3 に示した通りである。以下では資金拠出、資金運用、資金引出の各段階における概要を述べる。

図表 2 ジュニア ISA の概要

概要	
英国政府によって設立される子どものための資産形成制度。 政府給付金は付与されない。チャイルド・トラスト・ファンド(CTF)対象者は除かれる。	
拠出	
加入者	親権者。16歳以上の子は自分で口座開設も可。所得制限なし。
受益者	18歳未満の英国在住の子で、CTF口座保有者を除く。
拠出者	誰でも可。
口座数	子一人につき、「預金型」と「株式型」を各一口座持てる。
方法	一括または定期的。
初回拠出額	「株式型」の場合、一括の場合は500ポンド、毎月の場合は50ポンドが多い。
拠出上限額	年間3720ポンド。(消費者物価指数に連動して毎年決定)
所得控除	なし。
給付金	なし。
運用	
口座管理	加入者。ただし16歳に達すれば受益者も可。
口座資産所有者	受益者。
方法	提供機関の品揃えから加入者が選択。
税制措置	利子・配当及び譲渡益が非課税
引出	
方法	受益者が18歳に達してから提供機関に必要書類と共に引出申請する。 引き出さなければ受益者のISAへ自動移管。
中途引出	原則不可。
用途	制限なし。
引出金課税	なし。

(出所) HMRC 資料より野村資本市場研究所作成

図表 3 ジュニア ISA の仕組み



(出所) 野村資本市場研究所

1) 資金拠出

ジュニア ISA の口座は、親権者が加入者となり、子を受益者として口座を開設する。加入者の所得制限はない。子が 16 歳か 17 歳であれば、自分でジュニア ISA の口座を開設することもできる。受益者の対象は 18 歳未満の英国在住の子どもであり、CTF 口座対象者は除かれる。

ジュニア ISA の口座種類には「預金型」と「株式型」があり、子一人につき「預金型」と「株式型」一つずつしか開設できない。ジュニア ISA の口座は、ISA を提供する金融機関⁵の多くが提供しており、2012 年 1 月時点では「預金型」は 24 社、「株式型」は 39 社が提供している⁶。

資金拠出は、両親だけでなく祖父母や第三者、受益者本人など誰でも行うことができるが、拠出額は所得控除できない。拠出方法は、一括または定期的に拠出でき、最低拠出額はジュニア ISA を提供する金融機関が定めることができる。拠出上限額は年間 3,720 ポンドであるが、これは「預金型」と「株式型」の合計額であり、「預金型」に 3,720 ポンド拠出することも可能である（図表 4）。この上限額は、制度導入当初は 3,600 ポンドであったが、2013 年 4 月 6 日から消費者物価指数に連動して毎年見直されることになっており、2014-2015 年度は 3,840 ポンドへ引き上げられる。

2) 運用

口座資産の所有者は受益者であるが、加入者が登録者（Registered Contact⁷）となって、口座資産を管理する。子が 16 歳になると子本人が登録者となって口座資産管理を行うこともできる。運用商品については、「預金型」では預金や MMF などの金融商品、「株式型」では上場株式、公社債、投資信託、保険などの金融商品に投資すること

図表 4 ジュニア ISA の拠出上限額の変遷

税年度 (当年4月6日～翌年4月5日)	拠出上限額	「預金型」への 拠出上限額
2011-2012	£3,600	£3,600
2012-2013	£3,600	£3,600
2013-2014	£3,720	£3,720
2014-2015	£3,840	£3,840

(注) 2011-2012 年度については 11 月 1 日からである。

(出所) HMRC "Individual Savings Account (ISA) Statistics"、英国財務省 "Autumn Statement 2013" より野村資本市場研究所作成

⁵ FSA から ISA マネージャーとして認可を受けた、銀行、ビルディング・ソサイエティ、クレジット・ユニオン、フレンドリー・ソサイエティ、証券会社など。

⁶ 出所は Tax Incentivised Savings Association である。

⁷ 口座や提供金融機関を変更できる唯一の人で、書類管理、住所変更などの報告責任を負う。登録者は他の親権者へ変更することが可能である。

ができ、当該金融商品から生じる運用益（利子、配当、譲渡益等）は非課税となる。

口座残高の上限は設定されておらず、口座資産を「預金型」と「株式型」との間で移すことも可能である。また一旦、口座を開設した後で、他の金融機関へ口座を移すことも可能である。その場合、口座にある資産全てとその後の資金拠出を、新しい金融機関へ移管しなくてはならないが、手数料はほとんどかからない。

3) 引出

口座資産は原則的に、受益者である子が 18 歳になるまで引き出すことができない⁸。受益者が 18 歳に達すると本人の意思で自由に引き出すことができるようになり、ジュニア ISA の資産は ISA に移管される⁹。引き出された資金の用途に制限はない。なお、預金型 ISA は 16 歳から開設できるため、16 歳から 18 歳になるまではジュニア ISA と預金型 ISA 両方の口座を持つことが可能となる。

4) ジュニア ISA と ISA

ジュニア ISA は、Income Tax Act 2005 と Taxation of Chargeable Gains Act 1992 に基づく Individual Savings Account Regulations に規定されており、ISA との共通点も多い（図表 5）。

図表 5 ジュニア ISA と ISA

	ジュニアISA	ISA
受益者	英国在住の18歳未満の子 (チャイルド・トラスト・ファンド口座の保有者は除く)	株式型は18歳以上の英国在住者、 預金型は16歳以上の英国在住者
保有口座	株式型1つと預金型1つ	年間で株式型1つと預金型1つへ拠出可
拠出者	誰でも可	口座保有者
拠出上限額	年間合計£3720	年間合計£11520。ただし預金型は£5760。
給付金	なし	なし
運用商品	株式型（上場株式、公社債、投資信託、保険、預金等） 預金型（預金、MMF等）	株式型（上場株式、公社債、投資信託、保険、預金等） 預金型（預金、MMF等）
資産移管	株式型と預金型の間で移管可 異なる業者間の移管可 (移管する場合は口座資産全てを移す必要)	株式型から預金型への移管は不可 異なる業者間の移管可 (移管する場合は口座資産全てを移す必要なし)
税制優遇	利子・配当・譲渡益等は非課税	利子・配当・譲渡益等は非課税
引出条件	18歳誕生日まで引出不可	随時可

(出所) HMRC 資料より野村資本市場研究所作成

⁸ 受益者が死亡や重度の障害に至った場合を除く。

⁹ 通常は提供機関が、受益者の 18 歳の誕生日前に、本人に対して将来の貯蓄選択肢について検討するために連絡する。

主な相違点は次の四点である。第一に、対象者である。ジュニア ISA は英国在住の 18 歳未満の子の親権者または 16・17 歳の子本人であるが、ISA は 18 歳以上の英国在住者である（預金型 ISA は 16 歳以上の英国在住者）。第二に、拠出者である。ジュニア ISA は親権者、祖父母、本人だけでなく、第三者も可能であるが、ISA は加入者本人である。第三に、年間拠出上限である。ジュニア ISA は「預金型」と「株式型」合計で年間 3,720 ポンドであり、「預金型」の上限も同額であるが、ISA は「預金型」と「株式型」合計で年間 11,520 ポンドであり、「預金型」の年間上限は 5,760 ポンドである。第四に、資産移管の可否である。ジュニア ISA は「預金型」と「株式型」との双方の資産移管が可能であるが、ISA では「預金型」から「株式型」への移管のみ可能であり、逆は不可となっている。なお、ジュニア ISA は、導入されて日が浅いこともあり、ISA と比べて限られた統計データしか公表されていない点が、今後の課題となっている。

Ⅲ ジュニア ISA の導入・発展の経緯

1. ジュニア ISA の導入経緯

英国でジュニア ISA が導入された経緯は以下の通りである（図表 6）。そもそも英国では、ジュニア ISA が導入されるまでは、子どものための資産形成制度として CTF が利用されてきた。CTF は 2004 年 5 月 13 日に成立した The Child Trust Funds Act 2004 に基づく The Child Trust Funds Regulation に制定される制度である。全ての子どもが 18 歳になる時点で資産を持っていること、貯蓄の利点を理解し貯蓄習慣を身につけられるようにすること、金融の仕組みを理解できるようにすることを意図して、ブレア政権（労働党）によって 2005 年 1 月 11 日から導入され、同年 4 月 6 日から政府給付金や加入者からの拠出が可能となった。

しかし英国の財政状況が悪化する中で、CTF 給付金による財政負担（図表 7）に対する批判もあり、2010 年 5 月 6 日に発足したキャメロン政権（保守党、自由民主党との連立）は、同年 5 月 24 日に CTF の給付金の削減と停止を発表したが¹⁰、これは巨額の財政赤字に対処するための歳出削減策の一環であり、CTF の給付金削減により同年度は 3.2 億ポンド、翌年度は 5.2 億ポンドの歳出削減が見込まれていた。2010 年 7 月 20 日に制定された The Child Trust Funds Regulations 2010 により給付金の削減と停止が決定された。そして、2010 年 12 月 16 日に成立した The Saving Accounts and Health in Pregnancy Grant Act 2010 により、2011 年 1 月 3 日以降は新たな CTF 口座の開設が停止され、既存の CTF 口座だけが維持されることになった。

¹⁰ 2010 年 8 月から 7 歳時の給付金を停止することと、誕生時の給付金を引き下げる（250 ポンドから 50 ポンドへ）、2011 年 1 月から誕生時の給付金を停止することが発表された。

<https://www.gov.uk/government/speeches/speech-by-the-chief-secretary-to-the-treasury-rt-hon-david-laws-mp-announcing-62-billion-savings> 参照。

図表 6 ジュニア ISA の導入・発展の経緯

2010年10月26日	政府がジュニアISA導入を提案
2011年1月3日	CTF口座の新規開設停止
2011年3月31日	ジュニアISAの規則案公表
2011年7月27日	ジュニアISAの規則(The Individual Savings Account Regulations 2011)公表
2011年11月1日	ジュニアISA導入
2013年3月20日	政府がCTFのジュニアISAへの移行を提案
2013年5月14日	CTFのジュニアISAへの移行に関するコンサルテーション開始(同年8月6日まで)
2013年12月23日	CTFのジュニアISAへの移行に関する政府決定発表
2015年4月	CTFのジュニアISAへの移行開始(予定)

(出所) HMRC 資料より野村資本市場研究所作成

図表 7 CTF への財政支出

(単位:億ポンド)

年度	支出額
2005-06	4.44
2006-07	2.57
2007-08	2.12
2008-09	2.96
2009-10	3.87
2010-11	3.41
2011-12	0.86

(出所) HMRC "Child Trust Fund Statistical Report 2012"より野村資本市場研究所作成

一方で政府は、2010年10月26日、ジュニアISAの導入を提案した¹¹。発表に際してHoban財務省金融担当副大臣は、CTFの給付金廃止により歳出を削減させることができる一方で、ジュニアISAの導入により、全ての親に子どもの将来のための資産形成へ向けた、シンプルで明快で利用しやすく競争力ある手段を提供できると述べている。拠出限度額については、2011年3月31日に公表されたジュニアISAの規則案では年間3,000ポンドとされていたが¹²、その後パブリックコメントで寄せられた意見が考慮され、2011年7月27日に制定されたThe Individual Savings Account Regulations 2011では年間3,600ポンドへと引き上げられた。また、既存のCTF口座への拠出上限額についても、それまでの

¹¹ "Financial Secretary to the Treasury announces new tax-free savings account for children," HM Treasury Press notices 10/26/2010 参照。ジュニアISAの条項はFinance Act 2011のSection40に付された。

¹² "Financial Secretary sets out details for Junior ISA," HM Treasury Press notices 3/31/2011 参照。

1,200 ポンドからジュニア ISA と平仄を合わせて 3,600 ポンドへ引き上げられることになった。このように英国では、CTF からジュニア ISA へと制度を切り替えることにより、資産形成へ向けた家計自身の自助努力に対して税制優遇で支援するという政府の意図が、一層明確になったと捉えることができよう。

2. CTF

ジュニア ISA が導入されるまで利用されてきた CTF は、2002 年 9 月 1 日から 2011 年 1 月 2 日までに生まれた英国在住の全ての子どもを対象とする資産形成制度である¹³。

基本構造はジュニア ISA と類似点が多い(図表 8)。第一に、年間拠出上限があることである。CTF 口座への拠出額上限は当初は年間 1,200 ポンドであったが、2011 年 11 月からは導入されたジュニア ISA と平仄を合わせて 3,600 ポンドへ引き上げられ、2013-14 年度は 3,720 ポンドとなった。口座への拠出は誰でも行うことができることも、両者は共通する。第二に、口座資金を 18 歳まで引き出せないことである。受益者が 16 歳になると口座管理を自ら行うことができるようになり、引き出した資金の用途に制限がないことも、ジュニア ISA と共通する。第三に、口座での運用益(利子、配当、譲渡益等)は非課税

図表 8 ジュニア ISA と CTF

	ジュニアISA	チャイルド・トラスト・ファンド(CTF)
受益者	英国在住の18歳未満の子 (チャイルド・トラスト・ファンド口座の保有者は除く)	2002年9月1日から2011年1月2日までに誕生した、 英国在住の子
保有口座	株式型1つと預金型1つ	1口座のみ(ステークホルダー口座、非ステークホルダー株式 口座、非ステークホルダー預金口座から1つ)
拠出者	誰でも可	誰でも可
拠出上限額	年間合計 3720	年間 3720 (ただし当初は 1200)
給付金	なし	当初は生誕時に 250、7歳の誕生日に 250。 2010年8月からは順に 50、0へ減額。
運用商品	株式型 (上場株式、公社債、投資信託、保険、預金等) 預金型 (預金、MMF等)	ステークホルダー口座 (上場株式、投資信託(除く会社型投 信)、無配当型保険、預金等) 非ステークホルダー株式口座 (上場株式、公社債、投資信 託、保険、預金、オルタナティブ投資等) 非ステークホルダー預金口座 (預金)
資産移管	株式型と預金型の間で移管可 異なる業者間の移管可 (移管する場合は口座資産全てを移す必要)	異なる業者間の移管可 (移管する場合は口座資産全てを移す必要)
税制優遇	利子・配当・譲渡益等は非課税	利子・配当・譲渡益等が非課税
引出条件	18歳誕生日まで引出不可	18歳誕生日まで引出不可

(出所) HMRC 資料より野村資本市場研究所作成

¹³ 口座を開設するには親が 2011 年 1 月 4 日よりも前に同期間に生まれた子どもの児童手当を受給している必要がある。なお、同期間に生まれた子どもは、仮に親が CTF 口座を開設しなくても HMRC が開設するため、ジュニア ISA を利用することができない。

となることである。

CTF とジュニア ISA との主な相違点は次の通りである。第一に、CTF では政府から給付金が支給されることであり、ジュニア ISA では支給されない。この給付金は、CTF 対象者の親に対して子の誕生時と 7 歳の誕生日にバウチャーで支給され、当初は 2 度とも 250 ポンド¹⁴であったが、2010 年 8 月 1 日からは誕生時分が 50 ポンドに減額され、7 歳時分は停止されている。

第二に、CTF は対象の子ども全員が口座を持つのに対し、ジュニア ISA は親権者が希望して口座を開設した子どもに限られることである。CTF 口座は、親権者が登録者として子のために口座提供機関¹⁵で開設し、政府給付金と家計からの拠出金を併せて口座で運用する。親権者が CTF 口座を開設しない場合には、HMRC が親権者に代わり子の口座を開設する¹⁶。このような口座は CTF 口座全体の 3 割を占めている（図表 9）。

第三に、CTF 口座にはステークホルダー口座と非ステークホルダー口座（「預金型」と「株式型」）があるのに対し、ジュニア ISA には「預金型」と「株式型」しかないことである。ステークホルダー口座は CTF 口座数全体の 78% を占めており、この口座では投資の専門家であるインベストメントマネージャーが、登録者の依頼に応じて口座資金を運用する責任を担う¹⁷。ステークホルダー口座は、政府が求める 7 つの条件（運用商品の種類、株式への投資、分散投資、ライフスタイリング¹⁸、拠出手段、最低拠出額、手数料上限）を満たす必要がある。一方、非ステークホルダー口座は、投資判断が登録者に委ねられている口座である。「預金型」と「株式型」があり、それぞれ CTF 口座数全体の 17%、4% を占め

図表 9 CTF のバウチャー発行数と口座開設者の内訳

（単位：万口座）

対象となる子の誕生日	バウチャー発行数	口座開設者の内訳	
		親	HMRC
2002/9/1~2003/4/5	42.2	30.4	11.8
2003/4/6~2004/4/5	73.7	52.6	21.1
2004/4/6~2005/4/5	74.6	55.1	19.5
2005/4/6~2006/4/5	75.3	53.7	21.6
2006/4/6~2007/4/5	77.1	54.7	22.4
2007/4/6~2008/4/5	78.8	56.0	22.8
2008/4/6~2009/4/5	78.4	55.0	23.4
2009/4/6~2010/4/5	77.9	51.9	26.0
2010/4/6~2011/1/2	56.6	37.3	19.3
合計	634.6	446.7	187.9

（出所）HMRC "Child Trust Fund Statistical Report 2012" より野村資本市場研究所作成

¹⁴ 要保護児童、障害を持つ子ども、低所得世帯の子どもは、給付金が上乘せされた。

¹⁵ 銀行、証券会社、資産運用会社、ビルディング・ソサイエティ、保険会社、フレンドリー・ソサイエティなどであり、HMRC の認可が必要とされる。

¹⁶ HMRC が開設した口座は Revenue Allocated Account (RAA) と称される。

¹⁷ HMRC が口座開設する場合はステークホルダー口座となる。これは CTF 口座数全体の 28% を占める。

¹⁸ 子が 13 歳になるとリスクの低い資産へ徐々に資金を移し、口座資産価値の変動を最小限に抑える投資戦略を示す。

る。なお、CTF 口座提供機関は、HMRC に認可される必要があり、2012 年 4 月 5 日時点では 73 社である¹⁹。

CTF 口座は、2011 年 1 月 3 日以降は新たに開設することができなくなったが、それまでに既に開設された CTF 口座は存続しており、現在は CTF とジュニア ISA 両方の制度が併存している。CTF 統計によると、2011-2012 年度は 129.6 万口座に資金が拠出され、年間拠出額合計は 4 億 700 万ポンド、口座当たりの平均拠出額は 314 ポンドである。資産残高は 48.9 億ポンド、口座数は 614 万口座である（図表 10）。

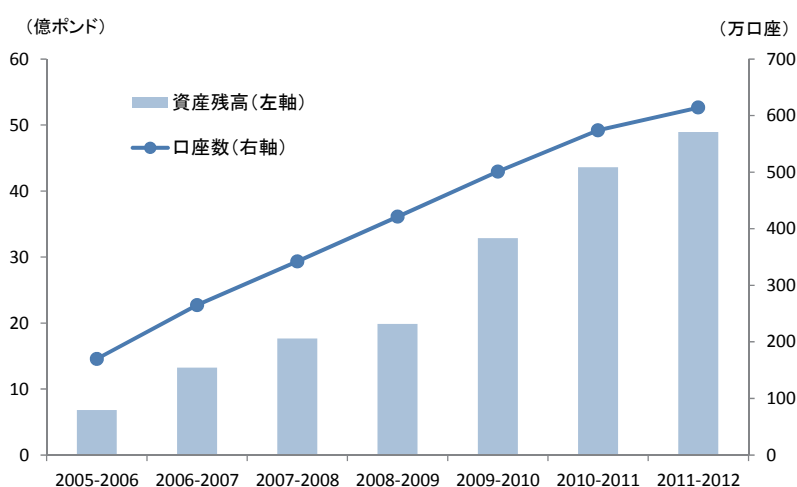
3. CTF のジュニア ISA への移行が可能に

2013 年 3 月 20 日、政府は Budget 2013 において、CTF からジュニア ISA への移行検討計画を発表し、2013 年 5 月 14 日から同年 8 月 6 日まで移行に関するコンサルテーションを実施した。

もともと政府は、ジュニア ISA 導入時に、同制度が確立した段階で、既存の CTF についてジュニア ISA へ近づけるべきかを含めて検討したいと表明していた。また、受益者が 18 歳になると、ジュニア ISA は自動的に ISA に移管されるのに対して CTF については法的措置が定められておらず、最初の CTF 受益者が 18 歳に達する 2020 年よりも前に決定したいとの意向があったことも挙げられる。

また、CTF はジュニア ISA に比べて金融商品の選択肢が限定的であることなどが理由で、ジュニア ISA への移行を望む CTF 登録者が多いことも、政府が移行を検討していた背景にある。報道によると²⁰、CTF はジュニア ISA よりも提供機関数は多いものの、CTF

図表 10 CTF の資産残高と口座数



(出所) HMRC “Child Trust Fund Statistical Report 2012”より野村資本市場研究所作成

¹⁹ 出所は HMRC “Child Trust Fund Statistical Report”。

²⁰ “Parents slow to take up Jisas,” *Financial Times*, 3/1/2013 参照。

口座の多くは小規模の信用組合やソサイエティによって提供されている。CTFの8割を占めるステークホルダー口座の大半では、英国株式インデックス連動型投信が提供されており、利用者の選択肢は限定的である。これに対し、ジュニアISAではISA同様、数千本にも及ぶ投資信託が提供されており、利用者の選択肢は多様である。預金口座についても、CTFに比べてジュニアISAには有利な金利が付されていることが多い。

一方で政府は、規定されたCTFの特徴（ステークホルダー口座では、ライフスタイリング戦略が採用されていることや、手数料が上限1.5%に設定されていることなど）がジュニアISAでは引き継がれないことにより、利用者がデメリットを被る可能性も指摘していた。

2013年12月23日、政府はコンサルテーションで寄せられた意見などを基に、最終決定を発表した²¹。それによると、CTFの登録者が希望する場合には、CTFからジュニアISAへ移行できることになった。最初の移行は、2015年4月を目処に可能となる予定である。CTFのジュニアISAへの移行については、コンサルテーションで寄せられた回答761通のうち、751通がCTFからジュニアISAへの移行に賛成する内容だったという。ただし、今回の移行認可がもたらすCTF市場への影響が見通しづらいことから、移行認可を法的に定める際、CTF市場への更なる政府介入余地を規定すべきであるとも述べている。

今後、CTFからの移行が可能になると、ジュニアISAの口座数増加には更に弾みが付くと見られている。

IV 金融機関によるジュニアISAの取り組み事例

金融機関によるジュニアISAの取り組みは、総じて「株式型」の方が、「預金型」よりも早くから行われていた。「株式型」を提供する金融機関の一部では、制度導入当初から景品やキャッシュバックなどのキャンペーンが行われており、報道によると最初のジュニアISA口座開設者は2011年11月1日深夜の日付が変わった直後に「株式型」を開設したという²²。「預金型」では、制度導入当初は大手金融機関での取り組みは遅れがちであったが、その後参入が遅れた大手機関が競合他社の2倍以上の高金利を提示しシェア拡大を狙う動きも見られるなど、次第に金融機関による取り組みも広がりを見せている。以下では「株式型」を提供する主力金融機関の事例として、Fidelity社のジュニアISAへの取り組み事例を紹介する²³。

同社で株式ジュニアISAの口座を開設するためには、親権者である加入者が、申込書に記入して小切手を送付するか、電話を通じて申請しデビットカードで支払う。口座開設後に加入者が追加で拠出する場合は、オンライン、電話（デビットカード払い）、郵便（指

²¹ “Child Trust Fund: response to consultation,” HM Treasury, December 2013 参照。

²² “First Junior Isa opens at 14 seconds past midnight,” *Financial Times*, 11/1/2011 参照。同紙によると、最初の口座開設者は Hargreaves Lansdown 社のウェブサイトを通じて口座を開設、Aberdeen Emerging Markets fund へ 1,000 ポンドを投資したという。

²³ 同社のオンラインでの販売事例である。Fidelity “Growing without the pains” Fidelity’s Junior ISA Guide も参照。

定申込書と小切手を送付)の三通りで行うことができる。加入者以外が拠出する場合は、電話か郵便を通じて行うが、その際、加入者(登録者)の承認を得ておく必要がある²⁴。

ジュニア ISA の加入者は、ISA と同じ商品を利用でき、資産運用会社 75 社による 2,000 本以上の投資信託から運用先を選ぶことができる。口座開設には手数料はかからないが、商品を最初に購入する時には 1% の初回手数料がかかり、追加購入時には通常の手数料がかかる。加えて、通常の年間管理手数料もかかる。口座への拠出は、一括拠出の場合は 500 ポンドから、定期拠出の場合は毎月 50 ポンドからである。

ジュニア ISA を検討する顧客に対しては、Junior ISA calculator というシミュレーションツールをオンライン上で提供している。選択肢は二つあり、第一に毎月の拠出額に基づくシミュレーションである。受益者である子の基本情報(名前、性別、生年月日)と拠出者の拠出金(毎月の投資可能額)を入力し、年率 3%、5%、7% の場合に子が 18 歳になるまでにその口座資金がいくらになるかを示すものである。第二に、目標額に基づくシミュレーションである。受益者である子の基本情報(名前、性別、生年月日)と拠出者の拠出金(毎月の投資可能額)を入力し、年率 3%、5%、7% の場合に子が 18 歳になるまでに毎月いくら拠出しなければならないかを示すものである。ただし、毎月の拠出額がジュニア ISA の拠出上限額を超える場合、同社の ISA や他の投資信託の利用が可能である旨も掲載されている。そして最後に、この資金があると受益者である子の将来において、大学進学²⁵や不動産取得、車の購入、世界旅行、自身の投資資本として役立つことを、子の性別に合わせた写真でイメージさせている。また同社では、ISA のマーケティングを年度末に向けて集中的に行っているが、ジュニア ISA についても投資における節税効果を利用者へアピールしている。

受益者が 18 歳になると、ジュニア ISA の口座は自動的に ISA の口座へ切り替わる。受益者は、申請すればいつでも資金を引き出すことができ、そのまま ISA で資金運用を続けることもできる。

V わが国への示唆

ジュニア ISA が、子どものための資産形成手段として重要な存在になることについては、多くの関係者の間で見方が一致しており、特に制度設計がシンプルである点は高く評価されている²⁶。利用者数を見ると、制度が導入された 2011 年 11 月からの 5 ヶ月間では 7.1 万口座(月間 1.4 万口座)、翌 2012-13 年度の 1 年間では 29.5 万口座(月間 2.5 万口座)であり、利用者の増加ペースは上向いている。ただし、利用者数は制度対象者の約 5% であり、口座への平均拠出額も 1,327 ポンドと拠出上限額の約 1/3 相当にとどまっている。このように、ジュニア ISA は着実に普及が進んでいるものの、その普及ペースは総じて

²⁴ 例えば郵便の場合は、Junior ISA Top Up Form に予め登録者のサインを得ておく必要がある。

²⁵ ジュニア ISA 導入時には、大学授業料の大幅引き上げに関するメディア報道が多かったこともあり、教育資金を意識する家計も多かったとの指摘もある。

²⁶ “The Isa age just got younger,” *the guardian*, 2011/10/28 参照。

緩やかである。その理由として、CTFのような政府給付金がなく導入期の景気・所得環境が低迷していたことに加えて、わが国への示唆を考える上では次の二点も注目されよう。

1. 制度普及へ向けた政府と金融機関の取り組み

第一に、制度普及へ向けた政府や金融機関の取り組みについてである。世論調査によると、ジュニア ISA が導入される直前の時点でも、家計側の認知度は 23%と低迷していた²⁷。CTF の場合は制度導入時に TV やポスター、ウェブサイトを通じて大々的なキャンペーンが政府によって行われていたが、ジュニア ISA の場合は CTF 導入時のような政府によるキャンペーンはなされなかったこともあり、家計側での認知度が高まらなかったと見られている²⁸。また、参入を検討する金融機関にとっては、CTF のような給付金はなく、ISA よりも拠出上限額が低く、追加拠出の見通しも不明な口座を維持するには、採算性確保のための運営上の工夫が必要となるだけに、制度に対する政府の積極的な関わりは重要な意味を持つ。そのため、新たな制度を導入する際には、利用対象者の認知度を高める取り組みは重要であるが、政府のコミットメントは特に重要な役割を果たすと考えられる。

また、制度の普及には金融機関による取り組みも大事な要素である。CTF の場合、特にステークホルダー口座については、運用商品や手数料、最低拠出額など様々な規定があることもあり、金融機関が投入する商品は限定的なものになりがちであった。一方ジュニア ISA については、CTF のような規定がないことや、既存の ISA と類似点も多く新たな認可やシステム投資が不要であること、ISA と同じ商品提供が可能であること、また制度導入に際して金融機関側の要望が部分的に反映され拠出上限額が CTF の 2 倍に引き上げられたこともあり²⁹、特に「株式型」ジュニア ISA を扱う金融機関の一部では制度導入前からマーケティング上の好機としてプロモーションが行われ、多様な商品が利用対象となった。上述の世論調査でも、ジュニア ISA を認知している家計における「株式型」口座開設希望者は 43%と高かったが、このような金融機関の動きもその一因と考えられよう。ただし一方で、金融機関側からは、政府給付金がなく拠出上限額も低いため、普及活動に本腰を入れて取り組みづらいという声も根強い。子どもの将来に必要な金額に見合った資産形成ができる口座であるかどうかは、制度の利用者にとって重要なファクターであろう。新たな制度に対して、多くの金融機関による積極的な取り組みのある方が、家計が認知する機会が増えることや、家計が目的に合った有利な商品を選び利用できる環境が整うことから、中長期的に普及も進むと期待できよう。

²⁷ YouGov 社による調査で出所は AIC Press releases 10/24/2011。

²⁸ “The Isa age just got younger,” *the guardian*, 10/28/2011 参照。

²⁹ その後 CTF の拠出上限額もジュニア ISA と同額に引き上げられた。

2. 家計が利用しやすい制度設計

第二に、家計が利用しやすい制度設計についてである。ジュニア ISA では、拠出者が拠出した資金の所有権は受益者に移り、口座資金は受益者が 18 歳になるまでは、原則として引き出せない設計になっている。拠出者側から見ると、口座へ拠出した資金は手元に戻せない制度設計になっているため、拠出を躊躇することにつながっていると指摘されている³⁰。また、口座に対して年間上限を超える拠出があった場合、拠出者ではなく受益者に対して金融機関から返金の小切手が振り出されてしまうという問題が、実務側でも指摘されている。そのため、制度の利用を促すためには、資金の拠出者にとって利用しやすいという観点からも検討を重ねるべきであろう。

また、実際の資金拠出者は誰かという点も考慮すべきである。景気低迷が続き親世代のゆとりがなくなる中で、ジュニア ISA への資金拠出者として祖父母世代が果たす役割も大きく、また同世代にとってもジュニア ISA は贈与税の年間非課税枠を利用する上での有用な手段になっているという³¹。またクリスマスシーズンは特に、積立拠出ではなく、一括拠出での利用が増えるとも指摘されている。わが国の場合、祖父母世代の方が親世代よりも平均的に多くの資産を保有していることから、両方の世代にとって、積立でも一括でも利用しやすい制度設計を検討することも重要であろう。

3. 終わりに

わが国では現在、子どもの将来のための資産形成を支援する公的制度は、導入されていない。しかし、現在の子育て世代における資産形成は、前の世代に比べて遅れをとっている。また近年、先進国で共通する大きな潮流として、高齢化や財政負担増などを背景に、年金をはじめとする社会保障制度に関わる様々な分野で、家計の自助努力が求められるようになってきている。子育て世代では自らの老後に備えるための資産形成も切実な課題である。そのため、今後のわが国では、子どもの将来のための資産形成を支援するような制度に対するニーズは一層高まっていくと見込まれる。その観点から、英国のジュニア ISA は参考になる点が多いと考えられる。

わが国の現状を見ると、子育て費用の中で「教育費」が最も大きいこともあり、家計の貯蓄目的の調査によると 20~40 歳代では「教育費」が「住宅」を上回る筆頭項目となっている（図表 11）。教育費の中でも特に大学教育費は家計を圧迫しているが、大学進学率が 50%を超えた現在、大学教育費をいかに賄うかは、一部の家計に限らず大半の家計にとって重要な課題である（図表 12）。政府の財政状況に余裕がなく教育支出を大幅に増やせない中で、わが国における教育費を巡る本質的な問題は、負担を時間分散するための手段が、国や民間の教育ローンや日本学生支援機構奨学金といった「後で支払う」手段に集

³⁰ “The devil in the detail of CTFs and Jisas,” *Financial Times*, 1/3/2014 参照。

³¹ “Only one in 20 families open Junior Isas,” *The Telegraph*, 7/26/2013. 参照。

図表 11 世代別の貯蓄目的

(%)

		病気や不 時の災害 への備え	こどもの教 育資金	こどもの結 婚資金	住宅の取 得または増 改築などの 資金	老後の生 活資金	耐久消費 財の購入 資金	旅行、レ ジャーの資 金	納税資金	遺産として 子孫に残す	とくに目的 はないが、 金融資産を 保有してい れば安心	その他
世 帯 主 の 年 令 別	20歳代	45.3	75.0	9.4	35.9	28.1	29.7	21.9	1.6	0.0	17.2	3.1
	30歳代	48.3	67.7	6.5	28.4	36.2	17.7	16.3	5.1	3.4	21.6	5.3
	40歳代	55.5	66.5	4.5	14.0	51.1	18.2	11.9	3.0	1.9	18.0	4.4
	50歳代	61.5	26.7	15.2	14.5	73.7	14.5	8.8	4.4	4.2	19.4	4.0
	60歳代	73.2	3.4	6.6	9.0	83.3	12.3	14.9	7.8	10.3	20.4	4.0
	70歳以上	74.4	2.0	2.5	7.2	74.7	6.9	8.3	5.8	11.7	28.9	5.1
合計		63.8	30.2	7.1	14.0	65.8	13.8	12.1	5.4	6.6	21.5	4.5

(注) 3つまでの複数回答。世代ごとに1番多い回答にシャドウがかかっている。

(出所) 金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査(平成25年)」より野村資本市場研究所作成

図表 12 学齢別の教育費

(万円)

小学校	中学校	高校	大学	合計
公立 183	公立 135	公立 116	国立 434	869
		私立 290	私立 677	1,112
	国立 434		1,043	
	私立 677		1,286	
	国立 434		1,296	
	私立 389	私立 677	1,539	

(注) 大学で自宅外通学をする場合は、上記の費用の他に家計支出は4年間で平均214万円必要になる。

(出所) 平成24年度文部科学省「子どもの学習費調査」、平成22年度日本学生支援機構「学生生活調査」より野村資本市場研究所作成

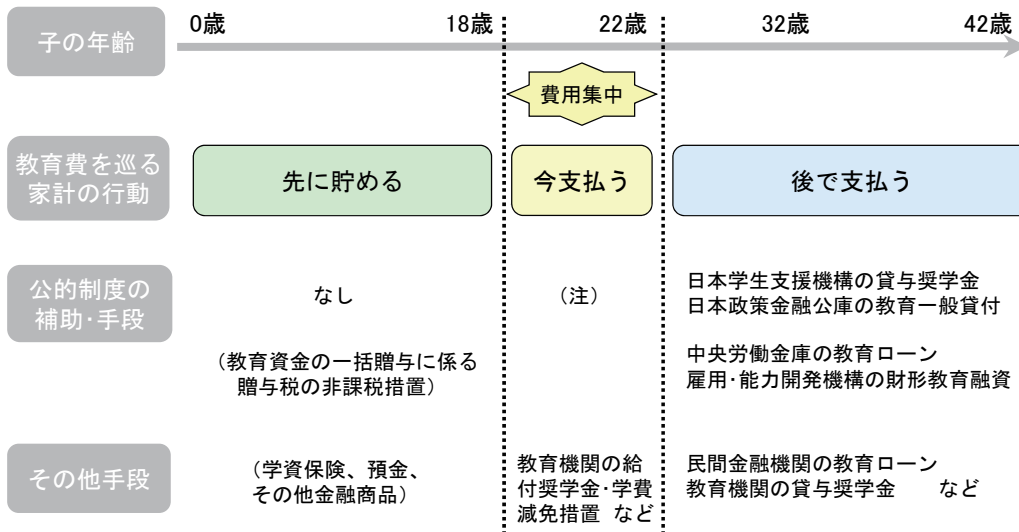
申し、「先に貯める」ことを支援する手段が欠けていることにあると考えられる(図表13)。

そのため、子どもが小さい頃から将来の大学進学に備えて時間を味方につけ、事前に教育資金形成を支援するための制度が導入されれば、多くの家計にとって利用価値の高い制度になるのではないだろうか。教育を通じた人材育成は、人口が減少しているわが国の中長期的な成長戦略において重要であることから、将来必要となる教育費に見合った十分な金額を確保できるようにすることは必要だろう³²。

³² 英国の場合、大学教育費の家計負担が大きな問題になったのは最近のことである。大学授業料は1997年までは無償、1998年から年間1,000ポンド程度であった。しかし、財政難により大学交付金が大幅削減され、大学授業料は2006年から3,290ポンド、2012年には6,000ポンド(条件付きで9,000ポンド)へ引き上げられ、マスコミでも大きく報道された。教育を通じた人材育成が我が国の中長期的な戦略において重要であることを考慮すると、予め大きな目処を取っておくことが必要だろう。

子どもの教育資金を予め確保しておくことへの家計側での関心の高さについては、2013年4月から2015年末までの限定措置として導入された「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」が、利用者を着実に増やしていることから窺われる（図表14）³³。た

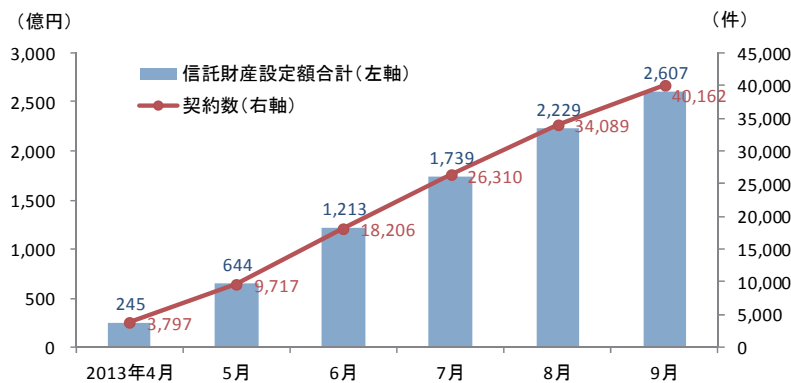
図表13 大学教育費負担の「時間分散手段」



(注) 日本学生支援機構の貸与奨学金の返還免除は実質的に当欄に該当すると解釈もできる。

(出所) 宮本佐知子「教育費問題の解決策」『野村資本市場クォーターリー』2009年秋号に加筆

図表14 信託銀行における教育資金贈与信託の受託状況



	2013年4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
月中契約数(件)	3,797	5,920	8,489	8,104	7,779	6,073	40,162
月中信託財産設定額(億円)	245	399	568	526	490	377	2,607
1件当たり(万円)	645	674	669	649	630	621	649

(出所) 信託協会「教育資金贈与信託の受託状況（平成25年9月末現在）」より野村資本市場研究所作成

³³ 同措置に係る商品は信託銀行に限らず多くの金融機関で取り扱っている。詳しくは宮本佐知子「個人金融資産動向：2013年第3四半期」『野村資本市場クォーターリー』2014年冬号ウェブ版を参照。

だし実際には、この措置を利用できる人は、一括贈与できる十分な資産を既に持っている人に偏ってしまうきらいがある。また、この措置を利用する際、投資リスクを取って資金を増やすことに取り組みづらいという問題点も指摘される³⁴。様々な人に対応できるような多様な選択肢を与えるという制度設計の観点から、本稿で紹介したジュニア ISA 的な考えは注目されると考えられる。

³⁴ 仮に同措置を利用して口座資産を運用した結果、資産が減少し払出額が払込額を下回ると、その差額分に贈与税が課されることになる。